

図書館等のための わかりやすい資料提供ガイドライン

編) 図書館等のためのわかりやすい資料提供ガイドライン作成委員会
監修) 公益社団法人日本図書館協会障害者サービス委員会
発行) 公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会

大阪府民共済生活協同組合
障害者・高齢者にも読みやすい情報・資料提供ガイドライン作成事業

図書館等のための わかりやすい資料提供ガイドライン

編) 図書館等のためのわかりやすい資料提供ガイドライン作成委員会
監修) 公益社団法人日本図書館協会障害者サービス委員会
発行) 公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会

大阪府民共済生活協同組合
障害者・高齢者にも読みやすい情報・資料提供ガイドライン作成事業

目次

序文	6
1. はじめに	7
1.1 背景	8
1.2 目的	8
1.3 基礎となる理念	8
1.4 わかりやすい資料提供における図書館の責任	9
2. わかりやすい資料の3つの製作プロセス	10
3. 代替資料提供のための著作権の制限	10
3.1 著作権法第37条第3項（視覚障害者等のための複製等）	11
3.2 著作権法第43条（翻訳、翻案等による利用）	11
4. 本ガイドラインの対象となる人々とそのニーズ	12
4.1 障害を理由としてわかりやすい資料を必要とする人々	12
4.2 障害以外の理由でわかりやすい資料を必要とする人々	13
5. わかりやすい資料の作成について	14
5.1 わかりやすくする方法	14
5.2 リライト	16
5.3 シンボルの活用	17
6. 電子的な技術の活用	19
6.1 わかる情報経路を選べるようにする	20
6.2 同期した複数の情報経路の活用	22
6.3 対話形式によるわかりやすさ	23
6.4 今後の課題	23

7. 図書館でわかりやすい資料を提供する	24
7.1 わかりやすい資料提供の工夫	24
7.2 わかりやすい資料コーナー	24
7.3 資料と利用者を結びつける対面朗読	25
8. 関係者（ステークホルダー）と図書館の連携	25
8.1 国立国会図書館	25
8.2 学校・大学とその図書館	25
8.3 施設（福祉施設や病院等）・当事者団体等	26
8.4 出版社	26
9. 普及に向けて	26
9.1 わかりやすい資料のマーク	26
9.2 わかりやすい資料の作成・提供研修	26
9.3 ネットワークの活用	27
9.4 障害者差別解消法を生かして	27
10. 課題と展望	28
10.1. 読書のユニバーサルデザイン	28
10.2 今後の課題	28
資料	29
関連する法律条文の抜粋	30
本ガイドラインが対象とする範囲：個々の障害について	33
わかりやすくする方法：例文	37
わかりやすい図書の紹介	42
わかりやすい図書館利用案内の紹介（一部抜粋）	47
改正障害者基本法〈わかりやすい版〉	48
参考文献	48

序文

国際図書館連盟 (International Federation of Library Associations and Institutions: IFLA) の「特別なニーズのある人々に対する図書館サービス分科会 (Library Services to People with Special Needs Section : LSN)」により、1997 年に「読みやすい図書のための IFLA 指針」の初版が発行され、その改訂版が 2012 年に出版された。

この指針は、「すべての人が、理解できる形で、文化、文献及び情報にアクセスできることが、民主主義的な権利である。すべての市民が、十分な情報をもとに選択をする能力を持ち自分の人生を決めるといふ民主主義的な権利を実践するためには、現在の社会の状況を示す情報へのアクセスが不可欠である」という考え方を示している。

また「読めるようになれば、世界観が広がり、自らの人生を切り開いていけるので自信がつき、読むことを通じてアイデアや思考、体験を共有し、人間として成長していくことができる。」という人間としての発展を支える図書館の役割を明確にしている。

この指針が示す「理解できる形」には、「読みやすい (easy-to-read)」という概念に基づいて作成された出版物が含まれる。そして、この読みやすい情報や資料の普及には、それぞれのコミュニティにおいてさまざまな情報や知識を収めた資料を収集して提供する図書館が重要な役割を果たすと述べている。

この「読みやすい (easy-to-read)」図書の出版の発祥地の一つであるスウェーデンでは、読みやすくわかりやすい図書 (スウェーデン語で「LL ブック」) を国の予算で 1000 冊以上発行した後、2015 年にその発行の責任をアクセシブルメディア機関 (Myndigheten för tillgängliga medier : MTM) と呼ばれる障害者のための国立図書館に移管した。MTM は、これまで主に視覚障害とディスレクシア等の発達障害、あるいは本を読むための動作の課題などに対応するアクセシビリティを有する DAISY 図書を提供してきた。しかし、その上で、MTM は今新たに LL ブックの利用者のニーズに対応する DAISY 図書の開発にも取り組んでいる。

日本でも知的障害者を対象とした情報提供のガイドラインや図書が少しずつ広がっている。しかし、印刷物を読むことや理解することが困難な成人やヤングアダルトを対象にした出版物の普及は思うように進んでいない。

日本政府は 2014 年に国連「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約) を批准し、2016 年 4 月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(障害者差別解消法) を施行した。

この差別解消の流れは、民主主義社会における基本的人権である情報アクセスの保障をアクセシビリティと「わかりやすさ」を備えた情報と資料の提供によって推進する絶好の機会である。

そこで、すでに発行された上記 IFLA 指針や国内外で発表された出版物の「わかりやすさ」に関する作成ガイドラインを参考にしながら、日本語の特性や文化を考慮しつつ、特に図書館員に向けた情報と資料の提供を促進するためのガイドラインを作成する専門委員会 (構成員については、最終ページを参照) を設けて本書を編集した。

本書が、多くの図書館員に読まれ、これまで読んで理解することに困難を抱えてきた人々に対する、アクセシブルであってわかりやすい資料の提供が促進されることを期待する。

図書館等のための わかりやすい資料提供ガイドライン

1. はじめに

すべての人にとって情報と知識へのアクセスは不可欠の人権の一部である。自立した地域生活を確立して人生を豊かなものにするためには、十分な情報を得て理解することが必須である。障害ゆえに読んで理解することが難しい人々が図書館でわかりやすい資料とで出会うためには、図書館に行ってみようという動機付けになる案内やコミュニケーションの工夫が必要である。その上で、必要な情報を必要な形で必要な時に入手することができるように、図書館が連携し、出版者の協力も得て、アクセシブルでわかりやすい資料を収集し、提供することが重要である。このガイドラインは、その重要な役割を果たすべき図書館を支援するために作られている。

図書館で提供できるわかりやすい資料には、LL ブック、手話つきの本、布の本、電子出版物のマルチメディア DAISY/EPUB などがあり、今後、さらに種類の増加が予想される。重要なことは、これらの資料を必要とする人たちの生活年齢に応じた内容がわかりやすく表現されているということである。幼児や児童向けの資料は、わかりやすいが、青年期や成人以上の年齢になった人たちの興味や必要性に十分に応えるものではない。提供される資料は、対象者の年齢と生活経験、そして、一市民としての人権を尊重するものであらねばならない。

このガイドラインで使われている「わかりやすい」は、出版の世界では、スウェーデン語の LL (lättläst)、英語では「easy-to-read」に相当する概念である。日本語では「簡単な」、「読みやすい」、「やさしく読める」ともいわれる。本書では、国連「障害者の権利に関する条約」(障害者権利条約) (2014年批准) でも使われている「easy to understand」という英語で表現される「理解しやすい」という意味も含めて「わかりやすい」という言葉で統一する。

1.1 背景

日本においては、国連障害者権利条約を基礎とする「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（障害者差別解消法）が、2016年4月に施行された。図書館におけるわかりやすい情報と資料の提供は、知的障害者も含むすべての人が科学技術の成果を活用し、制度や手続きを理解して公的な決定に参加するために必要な知識へのアクセスを保障する重要なサービスと考えられており、日本の著作権法第37条と世界知的所有権機関（WIPO）のマラケシュ条約¹⁾は、著作権を一部制限して特に図書館等のこの分野での活動を法的に支えている。

障害者差別を解消して、すべての障害者の資料アクセスにおける機会均等を実現するためには、法的な整備に加えて、具体的な環境整備と能力開発が必要である。日本の多くの図書館等の資料提供施設は、必ずしもアクセシブルでわかりやすい資料の提供についての十分な知見と能力を備えているわけではない。そこで、既存の国際的なガイドラインを基礎に、日本の事情に沿ったわかりやすい資料提供ガイドラインを作成して、まず図書館と図書館員に提供して参考に資することとした。

1.2 目的

本ガイドラインの編集の要点は下記の通りである。

- ・ 知的障害者を中心とする読んで理解することに困難がある成人およびヤングアダルトに対して、わかりやすい資料を提供する方法について、具体的に記す。
- ・ 本ガイドラインは図書館と図書館員に向けて書かれているが、博物館、美術館、公民館、そして市役所などの行政機関、障害者団体、出版社等が、わかりやすい資料を提供する際にも参考になるように工夫する。
- ・ 紙による資料の提供に留まらず、アクセシブルなマルチメディア技術等の電子技術の活用も積極的に提案する。

1.3 基礎となる理念

障害者権利条約は、21世紀に国際社会が合意した最も新しい人権条約であり、障害者の知識および情報のアクセスにおける機会均等を明確に保障している。アクセシビリティと、合理的配慮の提供の否定は差別であるという考え方は、障害者権利条約が新たにつけ加えた国際人権指標であり、障害者差別解消の進捗を評価する国際的な尺度として用いられる。「政治的及び公的活動への参加」を保障する障害者権利条約第29条は、“accessible and easy to understand”（アクセシブルでわかりやすい）という表現で、障害者が自分の意見をもち公的な意思決定に参加することを保障するために、アクセシビリティの確保と共にそれらが「わかりやすい」ことを求めている。

本ガイドラインは、以上のような国際的合意に基づいて、知的障害者を中心とする、読んで理解することに困難がある人々の障害特性に配慮した「アクセシブルでわかりやすい」情報と資料の提供について述べている。

1) 2013年にWIPOと加盟国が採択した本条約は、視覚障害者またはその他のプリントディスアビリティ（読むことが困難）がある者の著作物へのアクセスと利用の促進を目的としている。これらの方々の著作物にアクセスする環境を向上させ、また、彼らのために利用しやすい形式となった著作物の複製物の国境を越えた利用につながる。

http://www.bunka.go.jp/pr/publish/bunkachou_geppou/2013_09/series_08/series_08.html

1.4 わかりやすい資料提供における図書館の責任

2010年に施行された日本の著作権法第37条は、DAISY規格のマルチメディアを必要とする幅広い障害者の情報アクセスを保障するために、対象となる障害者の範囲と著作権を制限する範囲を大きく広げた²⁾。特に法律に基づいて設置された図書館と、文化庁長官が図書館と同等の活動を行っている³⁾と認める団体に、無許諾で、障害を理由として情報アクセスに障壁のある人々がアクセス可能な様式の資料を複製し、ネットワークを活用して提供する活動を認めている。この画期的な法整備により、サピエ図書館による視覚障害者への資料提供は発展し、ディスレクシア等の視覚障害者以外による利用も始まっている。

更に、国立国会図書館の「視覚障害者等用データの収集および送信事業」を活用すれば、一人の知的障害等を理由としてわかりやすい資料を必要とする利用者のために製作した資料を、全国で共有できるので、ネットワークを生かした共同製作の途も開けるのである。

もちろん、紙の資料も必要となるが、最初にコストの低いデジタル版を作り、必要に応じて紙でプリントアウトすることによって、紙とデジタル版の両方の利点を生かしたサービスも可能になる。

マラケシュ条約と日本の著作権法は、障害者の資料アクセスの機会均等化において、図書館に特別の役割を期待している。図書館はこの期待に応えて、すでに発展している視覚障害者等に対するアクセシブルな資料の提供サービスをさらに充実させると共に、これまで不十分だったわかりやすさに留意した資料の製作と提供を速やかに発展させる責任がある。

2) 文化庁・著作権法の一部を改正する法律（平成21年改正）について（解説）.2009.

http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/hokaisei/h21_hokaisei/pdf/21_houkaisei_kokuji_kaisetsu.pdf, (参照 2016-11-01)

3) サピエとは、視覚障害者はじめ目で文字を読むことが困難な人に対し、さまざまな情報を点字・音声データで提供するネットワークで、日本点字図書館がシステム管理し、全国視覚障害者情報提供施設協会が運営する。

<https://www.sapie.or.jp/cgi-bin/CN1WWW>

2. わかりやすい資料の3つの製作プロセス

「わかりやすい」資料の製作プロセスには、次の3つの場合が考えられる。

① すでにある出版物を、わかりやすくする場合

原作を理解するために必要な生活年齢相当の読書能力と、対象とする読者が持っている読書能力とのレベルの違いに配慮して、必要に応じて図版の追加や文章のリライト、文字の大きさと書体、行間およびカラーデザインの調整等を行う。紙の資料あるいは DAISY や EPUB 形式のアクセシブルなマルチメディア資料を製作する。DAISY と EPUB については、6章で詳しく解説する。

② わかりやすい資料をオリジナル出版する場合

生活年齢や読む人の読書能力レベルに沿って、内容の構成、文章構造、語彙、そして、読みやすさを重視したレイアウトなどを考慮して作成された資料は読みやすくわかりやすい。

③ マルチメディア版も含めてオリジナル出版する場合

わかりやすい資料を出版する場合は、読み上げ等の紙の出版物では実現できない支援を必要とする人々への配慮も要請される。出版の企画の段階から紙による出版とマルチメディア版の両方を出版するワークフローを工夫しておけば、マルチメディア版も含むわかりやすい資料を最小のコストで提供することが可能になる。

LLブックを出版してきたスウェーデンにおいても、上記の2つの異なる形態の出版を想定している。前者は、ベストセラーなどの今まさに一般に読まれている出版物を読みたいという希望に沿った代替出版⁴⁾であり、後者は普通の出版の仕方では読んで理解することが困難な人々を主たる対象にしたオリジナル出版である。

現在の日本の著作権法は、知的障害を含む幅広い障害を理由として著作物へのアクセスが困難な人々のために著作権を制限して、図書館等の団体がその人々のために無許諾で一部または全部の代替資料を製作し、図書館のネットワークを通じて全国的に提供することを認めている。この場合、図書館等が製作する代替資料は、障害を理由としてオリジナルの出版物を自分で読み理解することが困難な人々にのみ提供できる。もちろん著作権者との契約に基づいて、障害の有無と関係なく、外国人等を含むすべてのわかりやすい資料を必要とする人々を対象に行われる代替出版の推進も重要である。

3. 代替資料提供のための著作権の制限

(著作権法第37条と第43条により許される翻案および変形について)

2009年6月に公布され、2010年1月1日から施行された改正著作権法は、従来の視覚障害者、聴覚障害者に限定した権利制限の対象を「視覚による表現の認識に障害のある者」(第37条第3項)「聴覚による表現の認識に障害のある者」(第37条の2)とそれぞれ大幅に拡大した。したがって前項①のように、その対象者に原本をわかりやすく翻案した資料を作成して提供できるようになった。こうした資料を図書館が共有し、利用者に提供するために代替出版するという道も開けたことになる。しかしこの代替出版では、あくまでも著作権法上の権利制限を受けた人のみが利用できるに止まるので、日本語を母語としない人なども含めて広く誰でもが利用できるようにするため、著作者や出版社自らがわかりやすい翻案資料を作成して出版すべきである。

4) 原本を変換して出版形式を変えることで、たとえば点字、録音図書、リライトした形式で出版すること

3.1 著作権法第 37 条第 3 項（視覚障害者等のための複製等）

この条項の対象者として文化庁著作権課の解説の例示には視覚障害者の他、発達障害者、色覚障害者ということばが挙げられているが、日本図書館協会が中心となってまとめ 2010 年の 2 月に公表された「図書館の障害者サービスにおける著作権法第 37 条第 3 項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン⁵⁾」では、その他に聴覚障害者、知的障害者等すべての心身障害者、発達障害者、学習障害者、寝たきりの人、一過性の障害者、入院患者等々が挙げられている。

また同ガイドラインでは「当該視覚障害者等が利用するために必要な方式」として録音、拡大の他、シンボルやリライトを挙げている。

3.2 著作権法第 43 条（翻訳、翻案等による利用）

視覚障害者等・聴覚障害者等（第 37 条の 2）が利用するために必要な方式の中で「障害者権利条約」の第 2 条「定義」で謳われている意思疎通の方式にある「平易な言葉」が、わかりやすいことばやわかりやすくリライトすることを指す。具体的には第 43 条で「次の各号に掲げる規定により著作物を利用することができる場合には、当該各号に掲げる方法により、当該著作物を当該各号に掲げる規定に従って利用することができる。」とし、視覚関係の第 37 条第 3 項では「翻訳、変形又は翻案」、聴覚関係の第 37 条の 2 では「翻訳又は翻案」による利用が認められている。具体的にはこの翻訳および翻案によって文章をわかりやすくリライトすることができる。

聴覚による表現の認識に障害のある者に認められている「翻訳と翻案」は、たとえば字幕を付ける際に必ずしも発話者のことばを一言一句文字にするのではなく翻案して文字化することを認めている。さらに、書きことばをもたない手話という言語に文字（書記日本語）を翻訳・翻案することも想定していると思われる。

文化庁著作権課が解説したホームページの中に「デジタル録音図書の作成、映画や放送番組の字幕の付与、手話翻訳など、障害者が必要とする幅広い方式での複製等を可能とすること」という文言があり、手話翻訳ということばを使っているので、視覚による表現の認識に障害のあるものの中に、日本手話を母語とする人も含まれ、文字を手話という言語に翻訳することが想定される。したがってこの第 43 条の翻訳には、日本語で書かれた文章を日本手話という言語に翻訳して提供することも含まれるだろう。書記日本語の日本手話への翻訳では、なじみのないことばなどをいかにわかりやすく手話で表現するかということが大きな要素となっている。この手話翻訳とわかりやすいことばによる翻案の間には大きな共通点がある。

また第 37 条第 3 項にのみある変形はテキスト化やマルチメディア DAISY 化、あるいはシンボル化、触知資料化など、主に媒体変換を想定したことばと受け取られるが、さわる絵本、布の絵本、拡大写本、マルチメディア DAISY 化などでの素材の変形、拡大写本などでの文字の色・フォントの大きさや白黒反転などの文字の変形などが考えられる。読むものの素材、色なども読みやすさやわかりやすさに大きく影響を及ぼすので、考慮したい。

5) 国公立大学図書館協力委員会，全国学校図書館協議会，全国公共図書館協議会，専門図書館協議会，日本図書館協会．図書館の障害者サービスにおける著作権法第 37 条第 3 項に基づく著作物の複製等に関するガイドライン .2010.2.18, <https://www.jla.or.jp/portals/0/html/20100218.html>, (参照 2016-11-01)

4. 本ガイドラインの対象となる人々とそのニーズ

読むことや理解することができないという状態は、知的障害をはじめとするさまざまな障害と共に生きる人々のニーズと提供されている資料とのミスマッチの結果である。また、知的障害者である人が複数の障害をもつ場合も多く、更に障害の医学的分類にも変更があるので、読むことと理解に関わる困難を医学的カテゴリーだけで定義づけるのは不可能である。

また、図書館としては、障害のみならず、その他の要因で「わかりやすさ」を必要としている人々についても配慮する必要がある。

4.1 障害を理由としてわかりやすい資料を必要とする人々

対象の中心となる知的障害とは、生活年齢に比べて、認知、言語、社会性、運動等の能力の発達が遅れている障害である。発達期に発症し、よく知られている障害では、染色体異常のダウン症がある。知的障害の程度には個人差があり、ものへの興味や話しことばの理解や表出もなく、全面的に介助が必要な重度の人から、定型発達の人に比べて未熟であるが、知的作業が要らない仕事に就いて、社会生活をおくれる軽度の人まで幅がある。

文字の読み書きは、幼児期後期～小学生にかけて習得するものであり、そのための能力の発達に至っていない重度の人には、ひらがなの習得は難しく、中度や軽度の人でも、ひらがなや漢字の読み書きに困難をもっている。

読んだ内容を理解する読解能力も、読み書きの習得に従って育つために遅れる。日常生活でよく知っている語彙は理解できても、なじみのない語彙や抽象的な語彙の理解は難しい。また、長い文章や、受身、「もし～ならば」という仮定の表現等も理解できない人が多い。

知的障害がある人には、難しい単語を使わずに、短い簡潔な文で表現する。漢字やカタカナにはルビを振る。また、写真や絵やシンボルの視覚イメージ情報を併用する。読み聞かせやマルチメディア DAISY 等、視覚情報と聴覚情報を併用することも理解を助ける。

知的障害に加えて、自閉症スペクトラムあるいは視聴覚や動作等の障害を併せもつ人々も少なくない。前述のわかりやすさに加えて、それぞれの障害特性に応じたアクセシビリティが欠かせない。

スウェーデンでは、手話を第一言語とする聴覚障害者は、LL ブックの利用者として認識されている。文字を読んだり、読んだ内容を理解する能力は、話しことばを理解する能力をベースとして発達するため、聴覚障害者の読解力は個人差が極めて大きい。したがって、抽象的な単語や、比喻、暗喩、慣用句はできるだけ避け、はじめての単語には意味の説明を加えるとよい。複文や重文の長い文章や、二重否定等の複雑な文法表現はできるだけ避けて、絵や写真を併用したり、手話のイラストを入れると、理解しやすい人が多い。

「読みやすい図書のための IFLA 指針」(1997) は、同指針が対象とする範囲を図示している。それに倣って、先に述べた知的障害者を中心とする本ガイドラインの対象とする範囲の概略を図示すると下記のようなになる。個々の障害についての解説は資料編に記す。

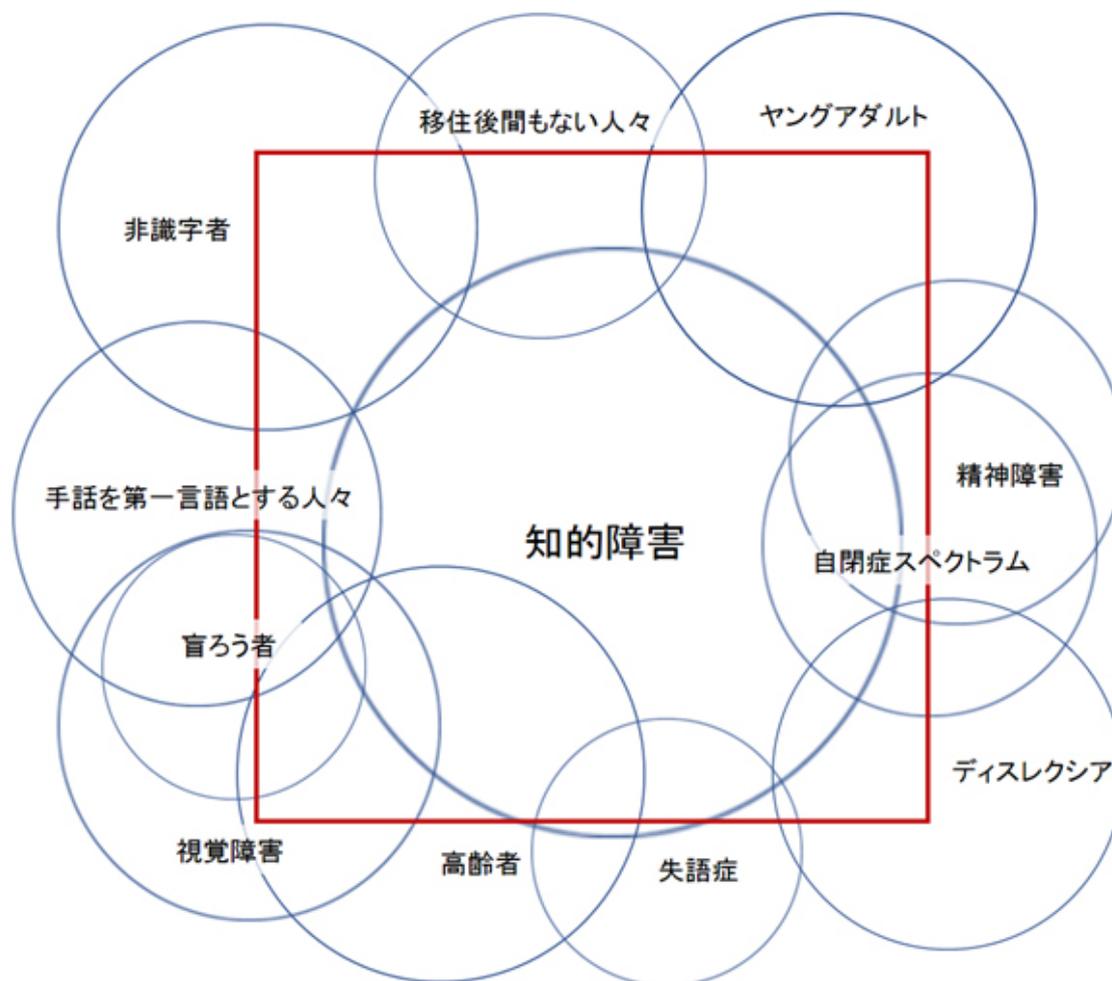


図1 本ガイドラインが対象とする範囲（四角形の内側）

4.2 障害以外の理由でわかりやすい資料を必要とする人々

日本で暮らす在住外国人にとって、教育、就労、防災、保健医療等の情報が漢字かな交じり文で示されることが大きなバリアになっている。これらの人々への、わかりやすい情報と資料の提供は喫緊の課題であり、特に公的な情報については、これらの人々のニーズも考慮に入れた「わかりやすさ」が求められる。

障害以外の理由でわかりやすい情報と資料を求める人々には、図書館等が著作権法第37条に基づいて制作した代替出版物を提供することができないので、この人々のニーズを満たすためには出版企画の段階から「わかりやすさ」を追求することが必要になる。障害があるわけではないが、さまざまな事情により、一時的に読解力が限られている人も対象になると考えられる。

5. わかりやすい資料の作成について

図書館のサービスとしてわかりやすい情報と資料の作成にあたっては、それらの対象となる読者を決定し、その読者が何を学べ、記憶し、または何がわかってほしいかを考える。次に作成の目的を明確にして、最も重要な目標を設定する。その上で障害の特性を考慮しながら、どのような形式で、たとえば印刷版だけでよいのか、音声を付けた方がよいのかなどを考えて最終的な提供方法を考えることは重要である。また、可能ならば対象となる読者の一人を含めて、理解されるか確認をしながら作成をしていくことが求められる。

なお、印刷版であれ、後に詳細に解説するマルチメディアであれ、ベースとなる「わかりやすさ」は同じである。

以下情報と資料をわかりやすくする方法を具体的に解説していく。

5.1 わかりやすくする方法

情報や資料をより読みやすく、わかりやすくするためには、文章、デザインやレイアウトなどについて次のようなことに留意する。

●文章（テキスト）

① 具体的に書く。

- ・ 難しいことばの使用は避ける。
- ・ 漢字やひらがなの長い語彙は避ける。
- ・ 具体的な情報を入れる。
- ・ 必要の度合いが少ない情報は削除する。

② シンプルな構文にする。

- ・ 起承転結をはっきりさせる。
- ・ 時系列にそった展開にする。
- ・ 一文は一つの内容にする。
- ・ 手順のある内容は、番号をつけて箇条書きにする。
- ・ 主語は省かない。
- ・ 接続詞はできるだけ使わない。

③ 複雑な表現を避ける。

- ・ 抽象的な言葉（隠喩）や比喩的な表現、擬人法は避ける。
- ・ 専門語、方言、略語、なじみのない外来語は避ける。それらを使用する場合は、ことばの意味の説明を加える。
- ・ 二重否定は使わない。

④ 表記する時の注意点

- ・ 常とう語は、そのまま使う。(常とう語はある場面にもきまって使われることばです。)
- ・ 小学校2～3年生程度の漢字を使い、ルビをふる。(ルビが見にくい人には配慮する。)
- ・ 同じ意味の情報は分散しない。
- ・ 同じ意味のことばは、同じ言い方にする。
- ・ 他のところを参照するという表記はしない。
- ・ 単語や文のまとまりで改行する。

⑤ 対象者の年齢を尊重し、年齢に相応しいことばを使う。

⑥ 実際の利用対象者の意見を取り入れる。

● 難易度

わかりやすい情報や資料は、さまざまな難易度に応じて作られるべきである。同じ読むことに問題をもったグループの中であってさえ、その能力はさまざまである。知的障害者においても軽度のレベルから重度の知的障害にまで及ぶことがある。対象となる利用者の読む力を把握して使用する言語のレベルと内容を決定することは重要である。スウェーデンでは、難易度を次の3つのレベルに分類して作成をしている。

レベル1 (最も簡単)

- ・ 絵や写真で物語のストーリーを表す。
- ・ 文章は短く、行も少ない。文字を使わず、絵や写真だけの本もある。
- ・ 日常的な環境のなじみのある内容で、登場人物の少ない、簡単な読み物である。
- ・ 簡単な単語が使われる。

レベル2 (より簡単)

- ・ 内容はシンプルで、論理的に構成されている。
- ・ レベル1よりも、文字が増えるが、よく知られている単語と表現が使われ、文章は短い。
- ・ 挿絵や写真は、物語や文章の理解を助けるために使われる。
- ・ なお、携帯用に小さくした文庫版には挿絵がつかない。

レベル3 (簡単)

- ・ 純文学の図書は、厚めの本となり、文章も長く、非日常的な単語が使われる。
- ・ 文章が長くなり、複文や重文も使用される。
- ・ 扱っている内容は、時と場所とが移ることもあり、登場人物がたくさん出てくることもある。
- ・ ノンフィクションでは、事前の知識が必要なテーマを扱っていることがある。
- ・ 文章を補助する挿絵がついている。

●デザイン、レイアウトと用紙のサイズ

- ① 文は左側にそろえ、行の長さをそろえない。
- ② 行間は通常より広くする。
- ③ 余計な枠、色や線を過度に使うなど、すべての不要な細部を除く。
- ④ 用紙のサイズは、読み進めやすく、コピーが簡単なものにする。
- ⑤ 情報や資料のサイズが100ページ以下にする。
- ⑥ 背景に写真や模様をつけない。
- ⑦ つやのある紙は光を反射するので、ことばや写真が見にくくなる。

●活字書体とサイズ

- ① 基本の書体のサイズは、通常より大きくする（11ポイントから14ポイントとする）。
- ② 活字書体は、欧文では、ArialやTahomaが読みやすい。また和文は、メイリオやヒラギノ角ゴを推奨。またUDフォント⁶⁾も読みやすい。
- ③ 重要な部分について太字を使うことで注意を向ける。

<例>

14ポイント

(ヒラギノ UD 角ゴ) 日本障害者リハビリテーション協会

(Arial) Japanese Society for Rehabilitation of Persons with Disabilities

●写真やイラスト

- ① 写真やイラストは、文章と一致している（矛盾していない）。
- ② 写真やイラストは、文章の助けとなっているか確認する。
- ③ 簡潔な写真やイラストほどわかりやすく、余計な細部は混乱させる。
- ④ 写真やイラストの上に文字は書かない。
- ⑤ 同じことを説明する写真やイラストは情報または資料を通して同じものを使用する。
- ⑥ 並んだ絵や写真同士の関係にも配慮する。

5.2 リライト

リライトにおいては、一般的なニーズに合わせて行う場合と個々の特別なニーズに対応して行う場合がある。しかし、いずれにおいてもリライトの対象グループまたは対象者とその関係者との連携が必要である。たとえば著作者に、リライトの許可を得るために、あるいは、できるだけ原本における著作者の思いを妨げないようにするために可能な限り連絡をすることが必要である。なお、限定された対象者のみの利用であれば、著作権法第37条第3項で、著作者あるいは出版社の許可なくリライトが可能である。

6) UDフォントとは、「ユニバーサルデザイン」のコンセプトに基づいたフォントで、読みやすさの向上と誤読を防ぐための工夫を施したデザインとなっている。

<http://font.designers-garage.jp/ud/>

文章をリライトする場合、わかりやすくする方法と重複することがあるが、特に以下に配慮してリライトを行ってほしい。

- ・ 主語が、明確であること。
- ・ 難しい単語を、簡単なことばに変える。
- ・ 年齢相応の日常使っていることばに置き換える。
- ・ 一つの文章には一つの事柄に限る。
- ・ 必要に応じて、要点がわかるように、シンボル（絵記号）やサインを付ける。
- ・ 絵だけではわからない場合、簡単な文章を補う。
- ・ 必要に応じて、あらかじめ、あらすじ、登場人物、日常的でないことば等を解説しておく。

上記に配慮した具体的な事例を資料に掲載するので参照してほしい。

5.3 シンボルの活用

シンボルは、対象物や事象の概念を、簡潔な絵で表現した絵による記号である。絵記号、ピクトグラムなどとも呼ばれている。名詞や動詞や形容詞などの品詞に対応したシンボルがあり、文字や話しことばの代わりにシンボルを並べてメッセージを構成することができる。文字が理解できない人の単語や文の意味の理解を助け、話しことばが使えない人のコミュニケーション手段として使用する。

● 文字による表記を代替補助するためのシンボルの使用方法として、次の二つがある。

- ① 文を構成する単語一つずつにシンボルを対応させてつける。ただし、一文が長い場合にシンボルを多く使いすぎると、わかりにくくなる時もある。
- ② 文や段落の要旨を、キーワード的にシンボルで表現する。

(例)

- ① 男の人がコーヒーを飲む。



男の人



コーヒー



飲む

- ② 夜に雪が降りはじめました。朝になると、道路は雪で覆われていました。

私は、寒さで、眼を覚ましました。



朝



雪



寒い

7) 日本では、2005年4月に、コミュニケーション支援用絵記号デザイン原則のJIS規格が制定され、話しことばや文字に代わって使用できるコミュニケーション手段の規格としてシンボル（絵記号）が導入されている。約300のシンボルが、公益財団法人共用品推進機構のWebサイトから無償でダウンロードできる。

（使用したシンボル：日本版PICシンボル、JIS絵記号）

- コミュニケーション手段として使用する場合は、必要なシンボルを集めたコミュニケーションボードに作り、伝えたいことばを表すシンボルを指さして伝える。

例として、災害時のコミュニケーションボードを表示する。災害時に、図書館を含む公共施設や学校等の避難場所を使用するために、災害時に伝えたい、話したいことばが集められている。現在、いくつかの図書館では、話しことばによるコミュニケーションが難しい障害者や外国人等に対応するための窓口で使用するコミュニケーションボードが試作され始めている。合理的配慮の一つとして、有効に活用されていくことが望まれる。



8) 日本コミュニケーション障害学会の助成を得て、知的障害・自閉症児者のための読書活動を進める会と日本PIC研究会が制作した。大阪市のWebページからダウンロードできる。

URL <http://www.city.osaka.lg.jp/kikikanrishitsu/page/0000330324.html>

6. 電子的な技術の活用

紙の出版物をわかりやすくする工夫と共に、アクセシブルな電子的な出版物として知識と情報をわかりやすく提示する工夫もさまざまに行われている。電子的な情報提示の方法には、文書をスキャナーで読み取って拡大、読み上げ、点訳をするシステムや、コンピュータの画面を読むスクリーンリーダ、拡大読書器等の支援機器、ビデオ、コンピュータ・アプリケーション、放送等々多岐にわたる。

しかしながら、本ガイドラインを編集するに至った「背景」で述べたように、マラケシュ条約はすでに発効し、障害を理由として資料アクセスを阻まれた人々のために、世界中の図書館等が製作した DAISY と EPUB 形式のアクセシブルな電子出版物のグローバルなネットワークによる提供が始まるようとしている。この好機を活用するために、ここでは、著作権法で特に図書館に託されている障害者のための代替資料の製作、収集および提供の機能を最大限に活用する方法について記す。

【DAISY とは】

DAISY は「Digital Accessible Information SYstem」の略称で、日本語では「アクセシブルな情報システム」と訳されるデジタル録音図書の国際標準規格である。1996年5月に非営利の国際共同開発機構として設立された DAISY コンソーシアムがその開発と維持を担っている。当初は視覚障害が対象であったが、現在は、ディスレクシアなどの認知の障害、パーキンソン病、高次脳機能障害、本をもちページをめくる身体機能の制約など、さまざまな心身の条件のために普通の紙に印刷された出版物を読むことが困難な障害（プリントディスアビリティ）と、言語の問題で読むことが難しい人々にも使われている。

DAISY の第 1 の特長は、紙の本と同様に目次やページを使って自由自在に文書内の好きなところに飛べるナビゲーションという機能である。ナビゲーション機能は、テキストのある DAISY 図書だけでなく、音と目次だけの DAISY 録音図書でも保障されている。

DAISY の第 2 の特長は、テキストや画像の表示と音声を同期させることができるマルチメディアの電子出版技術である点である。読み上げ音声にもなってハイライト表示されるテキストが集中を助けるという利用者も多い。DAISY 図書の読み上げ音声は、人間の朗読の場合もあるし、TTS（音声合成エンジン）で読み上げる場合もある。あらかじめ音声を入れておけば、読者は録音と TTS とのどちらでも選ぶことができる。TTS が間違いなく読めるところは TTS に読ませ、TTS が正確に読めない固有名詞などは、録音音声に切り替えて読み上げる新聞の制作例もある。盲ろう者や点字で読みたい人は、点字ディスプレイを用いて DAISY 図書のテキストを点字で読むことも可能である。

第 3 の特長は、テキストと音声を含む DAISY 規格のコンテンツを一つ作れば、文字の大きさやフォントの種類、行間、文字色と背景色の組み合わせなどの見え方の調整と、読み上げのオン・オフ、読み上げ速度、読み上げ音声の種類などを、プレイヤー側で設定できるワンソース・マルチユースの考え方を採用していることである。

第 4 の特長は、無償のオープンスタンダード開発という戦略の成功である。この国際標準化が功を奏して世界中で標準として採択された結果、再生ツールを、パソコン、携帯電話、iPad などのタブレット、音だけでネット検索をして DAISY 録音図書をダウンロードできる専用プレイヤーなどの幅広い選択肢から、用途に応じて選ぶことができる。

現在電子出版の国際標準規格となっている EPUB の最新版である EPUB 3.1 は、DAISY コンソーシアムが中心になって開発した DAISY と同等かそれ以上のアクセシビリティを備えており、最新版の DAISY 規格として位置づけられている。

6.1 わかる情報経路を選べるようにする

障害を理由として図書館資料がわかりにくい主な理由の一つに、出版者側は読者が平均的な視覚による認知を想定して出版しているのだが、総人口の 20% 以上がそれでは内容理解が難しいというズレがあることだ。このズレを是正するためには、視覚、聴覚、触覚の三つの情報経路のそれぞれにおける工夫と、複数の経路を同時に用いて理解を助ける方法とがある。

紙の出版物にはない特長を備えてはいるが、電子出版物は必ず何らかの再生システムを必要とするので、図書館が使い勝手のよい魅力的な再生システムを用意して、特に最初の利用指導を丁寧に行うことが肝要である。

【視覚を活用した調整】

DAISY およびアクセシブルな EPUB の形式の電子出版物は、適切な再生システムを選択すれば、文字の大きさと形、文字色と背景色および図表の配色の組み合わせ、行間、注記やルビおよび見出し等の提示方法を、読者のニーズに合わせて調整しつつ、音声読み上げの際に、今どこを読み上げているのかをわかるようにハイライトして提示することができる。その際に、紙の資料をわかりやすくするためのノウハウのすべてを使うことができる。すべての漢字にルビを振ることで読書に取り組めるようになる人や、ルビの色を変えてほしいという利用者もいる。これらの個別のニーズに効率的に対応するには、それぞれコンテンツを別に作るのではなく、一つのコンテンツを、再生ツールの機能によって、さまざまな利用者のニーズに即した形で提示することが重要である。

また、DAISY とアクセシブルな EPUB は、目次や見出し、ページ番号、テキスト検索、しおりなどの機能を使って、資料の中を的確に移動するナビゲーション機能があり、特に専門的な資料に取り組む際により読書環境を提供することができる。

【聴覚を活用した調整】

日本語の漢字かな交じり文の資料では理解が困難だが、聴覚からことばとして情報が入手できればよくわかる人々も多い。このような読者には、DAISY に代表される読み上げ機能のある電子出版物を提供することで、わかりやすさを確保できることが多い。テキストを含むマルチメディアの DAISY 図書であれば、あらかじめ収録してある朗読音声の他に、再生システムがもつ合成音声による読み上げも選択できるので、利用者が最も聞きやすい音声によるちょうどよい再生速度での読書ができる。もちろん、必要なところをワンタッチで繰り返し聞いたり、注も含めて読むか、注は飛ばして本文だけを読むかの設定もできる。

主として聴覚による読書においても、視力がある人のためには、同時に漢字にルビを振った文章や図版も提示した方が理解しやすい人も多いが、中には、視力はあっても音声だけに集中した方がわかりやすいという人もいる。

なお、図版には、読み上げの際に必要な適切な名前または簡潔な解説文を必ず付けておく必要がある。

【動画とテキストの同期】

機器の取り扱い説明書に代表される動作に関する説明資料が動画で提供されることが増えている。ピンポイントで目的とする動画が手に入ればわかりやすい場合でも、図書のように目次や見出しがない動画は、目的とする場所を見つけるのに苦労することが多い。

また、聴覚に障害があるか、あるいは両親が手話を話す家庭で育って手話を第一言語とする人々には、文法が異なる文字で書かれた文書は、ふだん自分が話していない外国語を読むのに等しい。文章を自分の言語である手話の動画で理解したいという強いニーズがある。

更に、超高齢社会の日本では、加齢と共に機能が衰える聴覚と視覚の両方に障害を抱える人々が急速に増加しており、弱視難聴の人々にもわかりやすい資料が必要である。

これらのニーズに応えるために、手話ビデオや手話アプリケーションは一部で製作されているが、図書と同様のナビゲーション機能があり、そして目次や見出しの機能をもち、図書のように簡単に引用と検索ができて、盲ろう者にもわかりやすい動画とテキストが同期する資料の手話で読める出版物の提供は開発途上である。

6.2 同期した複数の情報経路の活用

絵本を読み始めた幼児に、指でさし示しながら読んであげると、視線がよそに行くことなく集中し、理解しやすくなることが一般に経験されている。読み上げている声を耳で聞きながら、読み上げている部分を視線が追うことによる効果とされる。

[音声と読み上げ個所の同期した提示の効果]

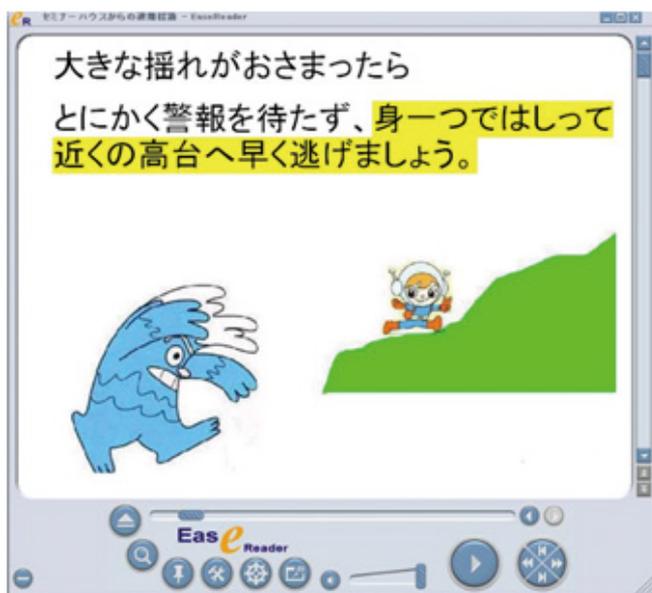


図1 DAISY仕様の「浦河べてるの家 津波避難マニュアル」の一部

読み上げ機能と共に、読み上げている個所をハイライト等で画面上に提示できるマルチメディア仕様の電子出版物は、文章を読んで理解することが困難な子供や大人に、読み上げ音声によって理解を助けると共に、読み上げている位置を示すことによって、文章や図版を見ることを促して集中を助け、文書を読んで理解するスキルの発達を促す効果があると考えられている。

読み上げに使う音声を工夫することによって、より集中を高めることもできるが、逆に音声の選択を誤ると集中を妨げることもあるので、音声の選択は重要である。

新しく知識やスキルを獲得することが困難な人々のために制作するマニュアル等の場合には、適切な音声と具体的で身近な素材を画面に提示することによって、より正確な理解を促進する効果⁹⁾をあげることが期待される。

[同音異義語の理解を助ける機能]

音声だけによる読書では、日本語の人名や地名、商品名などの同音異義の固有名詞を正しく理解することは困難である。わかりやすさの大前提である固有名詞の正確な理解に必要な情報である漢字と読みの両方の情報が正確に提示される必要がある。国語の教科書の場合は、初出の漢字にルビが振ってあり、読みに障害を抱える児童生徒が使うデイジー教科書は教科書通りのルビ振りを基本として製作され、リクエストに応じてすべての漢字にルビのついた総ルビ版も製作される。ボランティアが全国的にネットワークを組んで製作し提供しているデイジー教科書は、このように読むこ

9) 浦河べてるの家で使われて、その効果が東日本大震災の津波避難で確認された DAISY 版津波避難マニュアルのダウンロード先 :<http://www.normanet.ne.jp/~atdo/download.html>

とに障害を抱える児童生徒のニーズに合わせて、漢字とルビの両方を視覚的に提示すると共に、読み上げによる耳からの情報提示も併せて提供して、正確な理解を支援している。

また、DAISY 仕様のマルチメディア出版物に対応するプレイヤーの中には、総ルビの提示を自動化しているものもある。

6.3 対話形式によるわかりやすさ

出版物を電子化した時に可能になる新しい機能の一つに図書の対話型の利用がある。対話型とは、読者が入力する情報に基づいて次に提示される情報が選択されるように設計されていることを指している。

たとえば、学習参考書の学習単元の最後に選択肢から正しい答を選ぶ設問があり、正答すると次の単元に進み、誤っている時はその問題に関係する部分が提示されて、そこを読むことを促される。その後にもまた改めて問題が提示されて、正答できるようになるまで、必要な関連箇所をくまなく学ぶように設計することもできる。

対話機能をもつ電子出版物は、内容が正しく理解されたかどうかをチェックし、理解を支援するための情報を提示するなどのさまざまな読書支援の可能性をもつ。特にネットワークと接続できる環境では、オンラインの読書支援サービスや、必要な時にすぐに支援を受けられるリアルタイムの支援を組み込んで設計することもできる。

6.4 今後の課題

電子的技術は、資金をつぎ込めばいくらでも新しい機能をもつものを実験室で動かすことができる。しかしこれらの新しいものと、実際に誰でも使えるものとの距離が非常に大きい場合が多いのも事実である。また、動作は同じでも、利用者一人当たりの多大な資金と労力が必要となることが利用の障壁になるものと、最初の製作にはある程度のコストがかかっても、ある程度の利用者の数が得られれば一人当たりのコストが十分入手可能なところまで下がるものもある。

電子的技術とこれまでに蓄積されてきた「わかりやすさ」を実現する手法とを統合すると、何が可能になるのか確かめるべき課題は多い。多くの読書に障害がある利用者は、どうすれば自分が電子出版物の内容を理解できるようになるかを知らない。実際に利用を体験して、読書の障壁が解消されることがわかって初めて、その解決策を手に入れたいという要求が利用者から出てくる。

電子的な技術を活用するための留意点は、すでに利用者によって有効性が確認されている成功事例を広め、まだ解決できていない読書上の課題を明らかにし、その解決に効果が期待できる手法について、製作から提供までの全過程のコストとその持続性を考慮に入れた研究開発を意欲的に進めて、製作者と利用者の双方による評価を得ることである。

電子出版と Web のアクセシビリティに関する国際標準の開発と普及に日本からも積極的に連携して開発を進めることも、開発成果の持続性の確保に不可欠である。

7. 図書館でわかりやすい資料を提供する

図書館でわかりやすい資料を提供する場合、自ら作成をして提供する場合とわかりやすい図書を収集したり、ほかの図書館で作成したものを提供する場合がある。ここでは、わかりやすい情報や資料を提供する時に対象の人々が見つけやすくするための工夫や対象者が理解できたかどうかの確認に焦点をあてる。

7.1 わかりやすい資料提供の工夫

図書館では、わかりやすい資料を置く場所を確保し、その場所を対象者が見つけやすいように、入口から近くに設置し、入口からの導線表示や案内マップなどを作成する。また資料の配架についてもジャンル別に分けて、ジャンルごとにシンボルまたは写真などを使うことで探しやすくする。さらにわかりやすい図書の表紙が見えるように配架することで、読んでみようという関心をもたせる。

7.2 わかりやすい資料コーナー

わかりやすい資料の棚を設け、わかりやすい資料や、マルチメディア図書、動画のDVDなどを置き、シンプルなロゴを使って資料を分類することで、利用者が見つけやすくする。また試しに読むことが可能な場所もコーナー近くに設置し、居心地のよいスペースを設ける。そこには、再生するためのソフトがインストールされたコンピュータや再生機器などを置いて、実際に体験をしてもらえるようにする。

また、上記のようなコーナーについて、図書館のホームページにその紹介文を掲載したり、イベントを開催して、利用者に普及する。

オランダの公共図書館の事例



わかりやすい資料コーナー



背表紙にシンボルを入れた図書



わかりやすい図書の表紙が見えるように配架

7.3 資料と利用者を結びつける対面朗読

わかりやすい図書を紹介するだけでは、その資料を利用者がどこまで理解しているか、どれほど楽しんでいるかということ把握しにくい。そのためには図書や資料を対面で紹介したり読むことで、利用者の理解度や楽しんでいるかどうかを知ることができる。マルチメディア DAISY 図書などパソコンを使って読む本の場合などには、パソコンの操作援助と共に、その場で一緒に見ながらその作品が利用者に向いているかどうかを確認できるだろう。

スウェーデンにおいては、1998年よりデイケアセンターや介護施設の職員が研修を受け、「読書指導員 (Reading Ambassador/Representative)」として、情報や図書に触れることのない人に図書館と利用者をつなぐ役目を担っている。

8. 関係者（ステークホルダー）と図書館の連携

わかりやすい資料を、必要とする人に着実に届けるためには、図書館と以下のようなステークホルダーとの連携が欠かせない。ここでは、地域の情報提供の拠点である公共図書館を軸としてステークホルダーとの連携について述べていく。

なお、公共図書館の中でも、わかりやすい資料の認知度、実際の作成や選択・収集と提供には差が大きい。差を埋めるための研修など、日本図書館協会などの図書館関係団体や図書館を所管する行政部局などによる積極的な取り組みが重要である。

8.1 国立国会図書館

日本で唯一の国立図書館である国立国会図書館は、すべての人をサービス対象としており、自館での「障害者サービス」とともに、国内の公共図書館などにおける「障害者サービス」を支える役割も担っている。しかしながら、わかりやすい資料の作成や収集、提供に関しての取り組みは十分とはいえない。すでに取り組みされている「視覚障害者等用データの収集および送信サービス」や「サピエ」との連携の中に、わかりやすい資料の収集と提供を明確に位置づけていくことなどの対応が望まれる。

8.2 学校・大学とその図書館

幼稚園、小学校、中学校、高等学校と、これらに準ずる教育を行う特別支援学校、さらには大学（高等専門学校、短期大学を含む）には、さまざまな障害のある幼児、児童、生徒、学生が学んでいる。また、外国出身者や帰国子女などベースとなる言語や文化が異なる環境で育ってきた幼児、児童、生徒、学生もいる。したがって、すべての学校・大学において、わかりやすい資料のニーズが存在していると考えられる。

学校・大学において情報・資料提供の拠点となるのは、学校図書館・大学図書館である。学校図書館・大学図書館においても著作権法の規定にもとづいて原資料のリライトなどを行うことができる。しかし、一部の特別支援学校の学校図書館を除くと、まだ取り組みは進んでいない。したがって、わかりやすい資料を必要とする幼児、児童、生徒、学生に届けるためには、国内の先進事例を積極的に紹介したり、公共図書館からの働きかけや連携が大切である。

8.3 施設（福祉施設や病院等）・当事者団体等

わかりやすい資料を必要としている人は、日々の暮らしの中で、8.2 で述べた学校・大学のほかにも、さまざまな施設（福祉施設や病院等）や当事者団体等とかかわりをもっていることが多い。公共図書館は、これらの施設や当事者団体等と連携することで、わかりやすい資料を必要としている人に着実に提供することができる。加えて、気づかなかったニーズを把握し、新たな資料の作成や選択・収集と提供につなげることもできる。

8.4 出版社

「LLブック」などのわかりやすい資料の出版は、日本ではまだこれからという現状にある。日本では市場流通する出版物の大半は民間出版社によるものなので、ニーズのない（あるいは低い）ジャンルやテーマの出版は広がりにくい。“売れないものは作れない”ということである。したがって、わかりやすい資料の出版の意義やニーズを公共図書館から書店や取次会社を通して、あるいは出版社に直接に伝えるようにして、出版社にニーズがあることを知ってもらう必要がある。同時に、わかりやすい資料が出版された際には、公共図書館として積極的にそれらを選択・収集することが大切である。そうすることで、出版のさらなる拡大・普及へとつながっていくだろう。

9. 普及に向けて

9.1 わかりやすい資料のマーク

LLブック、手話つき本、布の本、マルチメディア DAISY 等、わかりやすさに配慮した資料は、複数種類あるが、今は、図書館によって、さまざまなジャンルに配架されているのが現状である。たとえば、写真だけで料理の方法がわかる LLブックは、図書館によって、一般の料理の本の中に入れてあったり、写真集の中にあたりする。このような状態では、わかりやすい資料を必要とする人たちが、資料があることにも気づかず、探すこともできない。わかりやすさを必要とする人たちに、わかりやすい資料が届くためには、見やすく識別できるように、わかりやすい資料のマークを作り、各資料に貼る、あるいは、わかりやすい資料のコーナーを設けてコーナー標示にマークを使う。そうすることで、わかりやすい資料の存在を知らせ、利用する人を増やすことができる。

現在、EU 等では、わかりやすい図書のマークが制作され使用されている。将来的には、International Organization for Standardization（国際標準化機構）により、世界標準規格のマークが制定され、日本でも、積極的に利用する方向で検討することが望まれる。

9.2 わかりやすい資料の作成・提供研修

わかりやすい資料の作成・提供に関する研修は、現状では、ほとんど行われていないだろう。本ガイドラインで述べてきた以下のような内容についての研修の機会を各図書館、博物館、公民館、行政機関、学校・大学、障害者施設・団体、出版社などで設定することが望ましい。

- ・わかりやすい資料の種類と特徴について
- ・わかりやすい資料の作成・提供が必要となる背景や理念について
- ・わかりやすい資料の作成・提供が必要となる人たちの特性やニーズについて
- ・わかりやすい資料の作成・提供にかかわる著作権法の規定について
- ・わかりやすい資料の作成やリライトの方法と留意すべき点について

- ・わかりやすい資料の提供の方法と留意すべき点について
- ・わかりやすい資料の作成・提供にあたっての関係者（ステークホルダー）との連携について

わかりやすい資料の作成・提供に関する研修は、一部の職員・社員のみが受ければよいわけではない。職場の全体研修として取り組みたい。たとえば、図書館では、こうした研修は「障害者サービス」の担当職員だけが受ければよいと思われがちだが、「図書館利用における障害者差別の解消、つまりすべての人が利用できる図書館に図書館自らが変わる」（『図書館利用における障害者差別の解消に関する宣言』日本図書館協会、2015年）ことを実践するためには全職員が受ける必要がある。

なお、各図書館における研修に際しては、公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会や、公益社団法人日本図書館協会障害者サービス委員会にお問い合わせいただければ、適した講師の紹介や派遣も可能である。

9.3 ネットワークの活用

わかりやすい資料の提供を考える際に、すでにサピエ図書館で成功を収めているネットワークを活用した共同製作と資源共有が注目される。

紙の出版物が数に限りがある「物」であるのに対して、電子出版物は情報と電子媒体と呼ばれるその容器とで構成されている。ネットワークにつながるサーバーに格納されている電子出版物を読むために、手元のタブレットやスマートフォン、あるいは専用読書器や PC に、ネットワーク経由で複製することをダウンロードと呼ぶ。ダウンロードしてもサーバーにある電子出版物が減るわけではない。この特徴を生かすと、図書館が分担して製作したわかりやすい資料を多くの人に効率的に提供する方法が見えてくる。製作者から見ると、1人に提供するための製作コストも10万人に提供するための製作コストも同じである。

ネットワーク経由の効率的な提供システムを可能にするための公衆送信権の制限はすでに完了している。

9.4 障害者差別解消法を生かして

2006年12月、第61回国連総会で採択された障害者権利条約をわが国も2014年1月に批准したことに加え、2016年4月に障害者差別解消法が施行されたことにより、障害者を中心に、わかりやすい情報や資料の普及については環境が大きく進展した。

公立の図書館等においては、障害のある利用者等からの意思の表明がある際、過重な負担と判断されない限りにおいて、合理的な配慮の提供が法的義務となり、私立図書館においてもそれが努力義務とされている。従来とは違う提供の義務化により、罰則規定はないものの、わかりやすい情報や資料の普及は飛躍的に進められるものと期待できる。

仮にわかりやすい情報や資料の提供がなされなかった場合、各自治体に設置される地域障害者差別解消支援協議会等によるあっせんや勧告、さらにこれらに応じない場合は図書館等の事業所名の公表などが行政により適切になされることに至った。

わかりやすい情報や資料の普及に向けては、当該条例と法律の周知が不可欠である。

10. 課題と展望

本ガイドラインの今後の課題と展望について以下にまとめる。

10.1. 読書のユニバーサルデザイン

読書における「わかりやすさ」は、自然科学および人文社会科学の知識と、社会生活に必要なスキルをわかりやすく学ぶための読書にも及ぶ。アクセシビリティとわかりやすさに配慮した電子出版物は、読むことに障害がある人々のみでなく、ほとんどすべての人に歓迎される。特に、防災や保健衛生、防犯、交通、商品情報など、すべての人々を対象に無償で提供される資料は、最初からアクセシビリティとわかりやすさに配慮して製作することを図書館として推奨し、図書館のネットワークのアクセスポイントを通じて積極的に提供されるべきである。そうしておけば、改訂版の発行もサーバーに置くコンテンツの更新のみで済み、最小のコストで常に最新版の情報を提供できる。

著作権を制限して図書館等が製作して提供する代替資料の提供にも、このような図書館のネットワークを通じた提供態勢を構築し、著作権法の制約に留意しつつ、先に述べた公的情報のアクセスポイントと共に、わかりやすい資料を必要とする利用者にサービスを提供することが望まれる。

10.2 今後の課題

これまでに蓄積されてきた紙の出版における「わかりやすさ」を実現する手法と、日進月歩の電子的技術を統合すると大きな可能性が開けてくることは誰もが認める。図書館の環境が整備されて、わかりやすい資料を求める利用者也整備された読書環境を満喫できるようになる日を現実のものとするためには、まだ確認すべき課題は多い。なぜならば、わかりやすい資料を必要とする利用者の多くは、どうすれば自分のニーズを満たすことができるかをまだ知らない。実際に障壁のない読書を体験し、それが可能であることがわかって初めて、その解決策を手に入れたいという要求が利用者から出てくる。

すでに利用者によって有効性が確認されている成功事例を広めると共に、アクセシブルでわかりやすい資料の製作から提供までの全過程のコスト分析を含む、持続的なエコシステム（持続する仕組み）としてのわかりやすい資料の製作と提供に関する研究開発を進めることが重要である。

資料

関連する法律条文の抜粋

障害のある人の権利に関する条約 川島聡＝長瀬修仮訳（2008年5月30日付）より情報アクセシビリティに関する条文を抜粋

第2条 定義

この条約の適用上、

「コミュニケーション（意思伝達・通信）」とは、筆記（文字言語）、音声装置、平易な言葉、口頭朗読その他の拡大代替（補助代替）コミュニケーションの形態、手段及び様式（アクセシブルな情報通信技術（情報通信機器）を含む。）とともに、言語、文字表示（文字表記）、点字、触覚による意思伝達、拡大文字及びアクセシブルなマルチメディア等をいう。

「言語」とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声言語等をいう。

「障害に基づく差別」とは、障害に基づくあらゆる区別、排除又は制限であって、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする目的又は効果を有するものをいう。障害に基づく差別には、合理的配慮を行わないことを含むあらゆる形態の差別を含む。「合理的配慮」とは、障害のある人が他の者との平等を基礎としてすべての人権及び基本的自由を享有し又は行使することを確保するための必要かつ適切な変更及び調整であって、特定の場合に必要なとされるものであり、かつ、不釣り合いな又は過重な負担を課さないものをいう。

「ユニバーサルデザイン」とは、調整又は特別な設計を必要とすることなしに、可能な最大限の範囲内で、すべての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。「ユニバーサルデザイン」は、特定の範囲の障害のある人向けの機能を備えた補装具（補助器具）が必要とされる場合には、これを排除するものではない。

第9条 アクセシビリティ

1 締約国は、障害のある人が自立して生活すること及び生活のあらゆる側面に完全に参加することを可能にするため、障害のある人が、他の者との平等を基礎として、都市及び農村の双方において、物理的環境、輸送機関、情報通信（情報通信技術（情報通信機器）及び情報通信システムを含む。）、並びに公衆に開かれ又は提供される他の施設（設備）及びサービスにアクセスすることを確保するための適切な措置をとる。このような措置は、アクセシビリティにとっての妨害物及び障壁を明らかにし及び撤廃することを含むものとし、特に次の事項について適用する。

(a) 建物、道路、輸送機関その他の屋内外の施設（設備）（学校、住居、医療施設（医療設備）及び職場を含む。

(b) 情報サービス、通信サービスその他のサービス（電子サービス及び緊急時サービスを含む。）

2 締約国は、また、次のことのための適切な措置をとる。

(a) 公衆に開かれ又は提供される施設（設備）及びサービスのアクセシビリティに関する最低基準及び指針を策定し及び公表すること、並びにこれらの最低基準及び指針の実施を監視（モニター）すること。

(b) 公衆に開かれ又は提供される施設〔設備〕及びサービスを提供する民間主体が、障害のある人にとってのアクセシビリティのあらゆる側面を考慮に入れることを確保すること。

(c) 障害のある人が直面するアクセシビリティに係る問題についての訓練をすべての関係者に提供すること。

(d) 公衆に開かれた建物その他の施設〔設備〕において、点字表示及び読みやすく理解しやすい形式の表示を提供すること。

(e) 公衆に開かれた建物その他の施設〔設備〕のアクセシビリティを容易にするためのライブ・アシスタンス（人又は動物による支援）及び媒介者（案内者、朗読者及び専門の手話通訳者を含む。）のサービスを提供すること。

(f) 障害のある人が情報にアクセスすることを確保するため、障害のある人に対する他の適切な形態の援助及び支援を促進すること。

(g) 障害のある人が新たな情報通信技術〔情報通信機器〕及び情報通信システム（インターネットを含む。）にアクセスすることを促進すること。

(h) 早い段階において、アクセシブルな情報通信技術〔情報通信機器〕及び情報通信システムに関する設計、開発、生産及び分配を、それらを最小の費用でアクセシブルにするようにして促進すること。

第 21 条 表現及び意見の自由並びに情報へのアクセス

締約国は、障害のある人が、他の者との平等を基礎として、第 2 条に定めるあらゆる形態のコミュニケーションであって自ら選択するものにより、表現及び意見の自由（情報及び考えを求め、受け及び伝える自由を含む。）についての権利を行使することができることを確保するためのすべての適切な措置をとる。このため、締約国は、特に次のことを行う。

(a) 障害のある人に対し、適時にかつ追加の費用の負担なしに、様々な種類の障害に適応したアクセシブルな様式及び技術〔機器〕により、一般公衆向けの情報を提供すること。

(b) 障害のある人が、その公的な活動において、手話、点字、拡大代替〔補助代替〕コミュニケーション並びに自ら選択する他のすべてのアクセシブルなコミュニケーションの手段、形態及び様式を用いることを受け入れ及び容易にすること。

(c) 一般公衆にサービス（インターネットによるものを含む。）を提供する民間主体が、情報及びサービスを障害のある人にとってアクセシブルかつ使用可能な様式で提供するよう勧奨すること。

(d) 大衆媒体〔マス・メディア〕（インターネットで情報を提供する主体を含む。）が、そのサービスを障害のある人にとってアクセシブルなものとするよう奨励すること。

(e) 手話の使用を承認し及び促進すること。

第 29 条 政治的及び公的活動への参加

締約国は、障害のある人に対し、政治的権利の享有及びこの権利を他の者との平等を基礎として行使する機会を保障するものとし、次のことを約束する。

(a) 特に次のことにより、障害のある人が、直接に又は自由に選んだ代表を通じて、他の者との平等を基礎として、政治的及び公的活動に効果的かつ完全に参加することができること（障害のある人が投票し及び選挙される権利及び機会を含む。）を確保すること。

(i) 投票の手続、施設（設備）及び資料が適切であること、アクセシブルであること並びに理解し及び利用しやすいことを確保すること。

(ii) 適切な場合には、支援技術（支援機器）及び新たな技術（機器）の使用を容易にすることにより、障害のある人が、選挙及び国民投票において脅迫を受けることなく秘密投票により投票する権利、選挙に立候補する権利、並びに政府のすべての段階において効果的に公職に就き及びすべての公務を遂行する権利を保護すること。

(iii) 選挙人としての障害のある人の意思の自由な表明を保障すること。このため、必要な場合には、障害のある人の要請に応じて、障害のある人自身により選ばれた者が投票の際に援助することを認めること。

(b) 障害のある人が、差別なしにかつ他の者との平等を基礎として、政治に効果的かつ完全に参加することのできる環境を積極的に促進すること。また、障害のある人が政治に参加することを奨励すること。政治への参加には、次のことを含む。

(i) 国の公的又は政治的活動に関係のある非政府機関及び非政府団体に参加すること、並びに政党の活動及び運営に参加すること。

(ii) 国際的、国内的、地域的及び地方的な段階において、障害のある人を代表するための障害のある人の団体を結成し、及びこれに加入すること。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第 7 条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社

会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

(事業者における障害を理由とする差別の禁止)

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

なお、より具体的には、「文部科学省における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」や「文部科学省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針」などが定められている。

本ガイドラインが対象とする範囲：個々の障害について

国際的な障害に関する分類が揺れ動いており、その詳細については、世界保健機構の（WHO）の ICD-11¹⁰⁾ と米国精神医学会（APA）の DMS-5¹¹⁾ に留意する必要がある。

●発達障害

発達障害とは、社会性の発達やコミュニケーション能力に障害があり、強いこだわりを示す自閉症、アスペルガー症候群等の自閉症スペクトラム症候群、読み書きや計算などの特定の学習の習得に著しい困難を示す学習障害、年齢相応の不注意・他動性・衝動性が見られる ADHD（注意欠陥多動性障害）を指し、脳機能の障害と言われている。

自閉症スペクトラム症候群には、知的障害がある人やない人がいる。知的障害がないアスペルガー症候群の人は、読む能力に問題はないが、人の感情の読み取りに困難をもつ人もいる。学習障害で読み書きに障害のある人は、知的障害がないにもかかわらず、流暢に読んで内容を理解することが難しい。ADHD によって集中することが難しい人は、読み書きに遅れをもったり、ある程度の長さがある読み物を集中して読んで内容を理解することが苦手な人がいる。

知的障害がある自閉症の人には、絵や写真やシンボルを使うと理解しやすい人が多い。読み書き障害の人には、文字だけに頼らない LL ブックや、音声で聞くことができるマルチメディア DAISY がわかりやすい。ADHD の人には、長い文章や複雑な文法表現は避け、絵や写真を併用する等、できるだけ集中力が続く配慮が必要となる。

10) ICD:International Classification of Diseases and Related Problems（疾病及び関連保健問題の国際統計分類）

11) DMS:Diagnostic and Statistical Manual of Mental Disorders（精神障害の統計・診断マニュアル）

●ディスレクシア

「読み障害」「読み書き困難」「難読症」などとされるが、まだ正式な日本語訳や明確な定義はない。一般的な捉え方としては、「学習障害」の中でも特異的に「文字の読み書き」の習得や使用に困難をもつものを指すとされる。全般的な知的発達に遅れはなく、また「読み書き」が全くできないというのではないため、気づかれにくく発見が遅れたり周囲からの誤解を受けたりすることがある。早期発見と適切な支援により、ディスレクシアの人がその症状に対処する方略を身につけることができる。しかし、生涯にわたって影響を及ぼす障害である。

世界においては、人口の5～10%がディスレクシアの症状があるといわれる。またその中で、50%の人が、ADHDなど、ディスレクシアであること以外の障害をもっている人がいるという統計もある。

ディスレクシアの人は、何とかそれなりに読むことができるが、音声付きのわかりやすい資料を必要としている。

●高次脳機能障害

高次脳機能障害は、病気や怪我などで脳に損傷を受け、言語・思考・記憶・行為・学習・注意に障害が起こってしまった状態をいう。後遺症として読書障害がある場合が多く、わかりやすい資料の提供は、有効と思われる。

●聴覚障害

聴覚障害者の聞こえ方には程度があり、軽度や中度の難聴は、補聴器で音声を聞き取ることができ、重度の人は、大きな音でも聞こえないケースが多く、補聴器を使っても正しく聞き取るとは難しい。そのため、音声ではなく、手話をコミュニケーション手段に使う人が多い。

文字を読んだり、読んだ内容を理解する能力は、話しことばを理解する能力をベースとして発達する。聴覚障害者は、他者の話しことばの聞き取りが悪いため、単語や文章を正しく聞いて理解することが難しい。そのため、言語的な知識やことばで考える能力が弱くなり、文字が読めても、書いてある内容を読み取り理解することに難しさをもつ人が多い。手話を使う場合でも、日本語の文法には対応していないところがあるため、読んで理解する能力の弱い人が多い。

聴覚障害者の読解力には、個人差が大きい。弱い人には、抽象的な単語や、比喩、暗喩、慣用句は避け、はじめての単語には意味の説明を加える。複文や重文の長い文章や、二重否定等の複雑な文法表現はできるだけ使わない。絵や写真を併用したり、手話のイラストを入れると、理解しやすい人が多い。

●精神障害

精神障害とは、統合失調症、気分障害（うつ病）などさまざまな精神疾患により、日常生活や社会生活のしづらさを抱える障害である。統合失調症には、幻覚や妄想の症状のある人もいる。しかし、適切な治療・服薬と周囲の配慮があれば症状をコントロールできるので、大半は社会で生活している。上記のような症状ゆえに、状況が判断できず、混乱して、うろうろし、パニックの状態になるときがあるので、図を用いたり、平易なことばを用いた情報や説明資料は、有効である。

また読書の際には、読むことに集中できずに理解が難しい場合があるので、わかりやすく書かれた図書や音声をつけた図書を必要としている人がいる。

●盲ろう

目も耳も障害がある人のことを「盲ろう者」と呼んでいる。日本には、約 2 万人の盲ろう者がいると言われている。一口に「盲ろう」といっても、その見え方や聞こえ方の程度によって、大きく分けると、(1) 全盲ろう、(2) 弱視ろう、(3) 盲難聴、(4) 弱視難聴の四つのタイプがある。盲ろう者の中には、知的障害やディスレクシアなどの障害も抱えている者もいる。

また、盲ろうといっても、障害の発生時順により、(1) 先天性の盲ろう者、(2) 「盲ベース」の盲ろう者、(3) 「ろうベース」の盲ろう者、(4) 上記のいずれでもない盲ろう者などに類別される。盲ろう者のコミュニケーション方法は、視覚および聴覚の障害の程度や生育歴、他の障害との重複のしかた等によって、実にさまざまである。先天性の盲ろう者は、触覚を使ってコミュニケーションをとり、書きことば、話しことばを使うことが限られているので、点訳されたわかりやすい資料を必要としている場合がある。また、聴覚障害があり、中年以降で視覚に障害を抱えることになった人は、第 1 言語として手話を使用し、印刷された文章の比喩や抽象的な概念の理解などに限界が見られるので、わかりやすい文章が役に立つ。

●色覚障害

色覚障害は、色の識別がしづらい状態のことである。色を感じ取る視細胞の機能の具合によって大きく三つのタイプがある。比較的頻度の高い二色覚のタイプでは、赤と緑、青と紫、緑と黒・灰などが識別しづらいとされている。日本には 300 万人以上の色覚障害者がいるとされる。男性の方が多く発症し、女性では 0.2% (500 人に 1 人) に対して、男性では 5% (20 人に 1 人) である。色覚障害には、先天性のものと後天性のものがある。前者は、遺伝的な原因による。後者は、網膜症や緑内障などのために視力の低下や視野の欠損などの視覚障害とともに生じることが多く、高齢化の進展にともなって増加傾向にあるといわれている。

わかりやすい情報・資料の作成と提供にあたっては、色づかいへの配慮が欠かせない。色づかいといっても、配色だけでなく、色調（色のトーン）、背景色や用紙の色にも配慮する必要がある。色覚障害者の色のわかりづらさは、前述の三つのタイプによって、また同じタイプであっても人によって、さまざまである。したがって、単に「白黒で印刷すればよい」とか「○○色は使ってはいけない」ということではなく、どんな人にも（色覚障害者にもそうでない人にも）¹²⁾わかりやすい色づかいをしていくことが大切である。このことを「カラーユニバーサルデザイン」という。

●高齢者

内閣府が 5 年おきに実施している「高齢者の日常生活に関する意識調査」¹³⁾では、毎回「日常生活情報について不満な点」を聞いている。2004 年の調査（この年から調査対象が 60 歳以上となった）では、「字が小さくて読めない」が最も多く 14.1% の人が挙げている。次いで「どの情報が信頼できるかわからない」(11.5%)、「情報が多すぎる」(8.8%)、「情報の内容がわかりにくい」(8.7%)となっている。2004 年時点の 60 歳以上の人口はおおよそ 3300 万人なので、字が小さいと感じている人は 465 万人、情報がわかりにくいと感じている人は 290 万人も存在することになる。

12) カラーユニバーサルデザインのポイントについては、特定非営利活動法人カラーユニバーサルデザイン機構のウェブサイト (<http://www2.cudo.jp/wp/>) などに詳しく紹介されている。

13) 内閣府 . 平成 26 年度 高齢者の日常生活に関する意識調査結果 (全体版) .

<http://www8.cao.go.jp/kourei/ishiki/h26/sougou/zentai/>, (参照 2016-11-01)

2014年の最新の調査では設問の方式が変わり、日常生活情報について「やや不満である」(11.4%)人と「不満である」(2.0%)人を対象として「日常生活において不満な点」を聞いている。その結果「どの情報が信頼できるかわからない」(50.5%)、「必要な情報が乏しい」(40.5%)、「情報の内容がわかりにくい」(38.8%)、「どこから情報を得たらよいかわからない」(33.8%)、「字が小さくて読めない」(32.1%)、「情報量が多すぎる」(17.0%)、「情報が遅い」(10.9%)の順になっており、「情報の内容がわかりにくい」が「字が小さくて読めない」を上回っている。

このような結果からも、高齢者にとってたとえば外来語についてはできるだけ日本語も同時表記したり、新造語についてはことばの意味を説明するなども含めて、わかりやすくかつ文字の大きい読みやすい情報提供が求められている。

●認知症

認知症とは、いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったりしたためにさまざまな障害が起こり、生活するうえで支障が出ている状態をいう。主な診断名として、アルツハイマー型認知症、脳血管型認知症、レビー小体型認知症、前頭側頭型認知症が挙げられる。このうち約60%はアルツハイマー型認知症が原因で、約20%は脳血管型認知症によるものとされている。65歳以上の高齢者のうち認知症を発症している人は推計15%で、2012年時点で約462万人に上ることが厚生労働省研究班の調査で明らかになっている。認知症の前段階である軽度認知障害(MCI)の高齢者も約400万人いると推計される。

認知症により、脳が正常だった頃の過去の記憶は残るが、症状の進行とともに、それらも失われていく。筋道を立てた思考ができなくなる判断力の低下や、時間や場所など、自分が置かれている状況を正しく認識できなくなる障害をもつようになる。そのため、軽度認知症や中度の認知症のある人には、わかりやすい情報や資料は、理解しやすく、伝わりやすい。また読み聞かせも効果的で、一時的に記憶がよみがえることもある。

●失語症

失語症は、30～40代から発症し、脳の血管障害により起こる。損傷部位により、大脳の言語受容(聞く・読む)あるいは言語表出(発語)にかかわる中枢の障害で起こる言語障害である。また脳腫瘍あるいは事故による脳の損傷が原因で生じる場合もある。

失語症の人々は、言語の使用に問題があるが、知的に問題はない。また、半身麻痺や記憶障害が生じることもある。失語症は、症状の違いによりいくつかのタイプに分けられる。

失語症では文字言語の障害が必発であるが、その障害の程度は音声言語の障害と必ずしも並行しない。また、文字言語の障害のみが孤立して現れる場合もある。「純粋失読(難読症や読字障害ということもある)」は、文字による情報・資料は得にくい。

日本語の失語症では、漢字と仮名が同じくらい読みにくくなるが、どちらかというところ「ひらがな・カタカナ」が読みづらい読字障害の方が多い。漢字は、音読できなくても意味の理解が可能な場合がある。仮名も、高頻度の単語なら、意味がわかる場合もある。

失語症の人の読字能力は、外見からはわかりづらいので、当事者の失語症タイプや援助方法など詳しい担当言語聴覚士に相談しながら、相談言語中枢の損傷部位によって異なる読みやすい情報・資料提供を行うことが有効である。

わかりやすくする方法：例文

●文章（テキスト）

① 具体的に書く。

● 難しいことばの使用は避ける。

資料の貸出延長はできません。ご事情のあるときは担当までご連絡ください。

↓

借りた本や ビデオ、DVD、CD は、返却日までに 返しましょう。
返すのが 遅れるときは、図書館に れんらくしてください。

連絡がなく長期に返却が遅れた場合は、一定期間貸出が停止になります。

↓

△ヶ月間 返さないと、△ヶ月間 借りられなくなります。

● 漢字やひらがなの長い語彙は避ける。

図書貸出期間延長申し込み

↓

決められた期間よりも、本を長く借りるためのお願い

マルチメディアデイジー図書利用体験会

↓

マルチメディアデイジー図書の読み方を教えてくれる会

● 具体的な情報を入れる。

お困りのことがありましたら、図書館員にお尋ねください。

↓

借りたい本、ビデオ、DVD、CD が 見つけれないとき、
何を借りたらいいのか わからないとき、
どうやって借りたらいいのか わからないときは、図書館の人に ききましょう。

- 必要の度合いが少ない情報は削除する。

図書館のホームページの障害者サービスページを使う方法は複雑なため、必要な人はカウンターに問い合わせてもらふことを想定して削除する。

インターネットで、よみたい図書の よやくをするときは
「図書カードと、パスワードと、暗号カードが あります。
パスワードと 暗号カードが ほしい人は、図書館の人に 言いましょう。
図書館のホームページの障害者サービスページを使うと、1回で、カード番号や
パスワードの入力ができます。
予約をした 本などが そろったときに、メールで れんらくしてもらえます。
れんらくして ほしい人は、図書館に メールアドレスを おしえてください。」

② シンプルな構文にする。

- 起承転結をはっきりさせる。
- 時系列にそった展開にする。
- 一文は一つの内容にする。

エレベーターや身体障害者用駐車場（身体障害者手帳の提示で無料）、
車椅子で利用できるトイレ、館内用貸出車椅子が あります。

↓

車いすを 借りることが できます。
エレベーター、障害者用トイレが あります。
駐車場は、身体障害者手帳を 見せると お金は ありません。

- 手順のある内容は、番号をつけて箇条書きにする。

図書館でマルチメディアデイジーを見たい時

- ① 図書館の人に 「マルチメディアデイジーを見せてください」と、いいます。
- ② 図書カードを 見せます。
- ③ 図書館の人から マルチメディアデイジーを 受け取ります。
- ④ 図書館のパソコンに マルチメディアデイジーを 入れて、見ます。

- 主語は省かない。

図書館で本の予約をすると、本を郵便で送ってくれます。



あなたが 図書館で 本の予約を すると、図書館の人が、本を郵便で 送ってくれます。

- 接続詞はできるだけ使わない。

図書館の中で おしゃべりを する人が いますが、他の人に 迷惑なので、
静かに しましょう。



図書館の中では しずかに しましょう。
図書館の中で おしゃべりする人が います。
おしゃべりは、ほかの人の めいわくに なります。

③ 複雑な表現を避ける

- 抽象的なことば（隠喩）や比喩的な表現、擬人法は避ける。

比喩や暗喩

白黒つける。黄色い歓声。空気が読めない。雪のような白い肌。
鬼のような先生。猫をかぶる。

擬人法

風がささやく。山が動く。目が笑う。腹をわって話す。肝をつぶす。

- 専門語、方言、略語、なじみのない外来語は避ける。それらを使用する場合は、ことばの意味の説明を加える。

図書館での専門用語

配架場所 本やCDの あるところ

OPAC 本を さがす機械

複本 同じ本が いくつもあること

なじみのない外来語

アトラクション、ダイバーシティ、アセスメント

- 二重否定は使わない。

本の返却が 遅れた場合、図書館に 連絡をしないということは ないようにしてください。

↓

本を返すのが おそくなったときには、図書館に 連絡してください。

④ 表記する時の注意点

- 常とう語は、そのまま使う。(常とう語はある場面にいつもきまって使われることばです。)

駐車場は、身体障害者手帳を 見せると お金は いりません。
借りた本は、返却口に返しましょう。

- 小学校2～3年生程度の漢字を使い、ルビをふる。(ルビが見にくい人には配慮する。)
- 同じ意味の情報は分散しない。
- 同じ意味のことばは、同じ言い方にする。

図書館員 図書館の人 図書館司書 図書館で働く人
バリアフリー 社会の壁を壊す 社会的障壁の撤去
高齢者 お年寄り 老人 老年

- 他のところを参照するという表記はしない。

× マルチメディアダイジェットの使い方については、○ページを参照してください。

- 単語や文のまとまりで改行する。

⑤ 対象者の年齢を尊重し、年齢に相応しいことばを使う。

成人の知的障害者に対しての話し方

- × 「図書館の窓口で並んで、順番を待ちなさい。」
- 「図書館の窓口で並んで、順番をお待ちください」

- × 「昨日、図書館に来て、本を借りたのですか？」
- 「昨日、図書館に来られて、本をお借りになったのですか？」

わかりやすい図書の紹介

① やさしく書き直す

『メガネをかけたら』

くすのきしげのり作, たるいしまこ絵. メガネをかけたら. 小学館, 2012, 36p.

1. 展開がわかりづらいので、ページを入れ替えた
2. 主語を明確にした
3. 難しい表現「とくにようちな だんしたちに。」を省略した
4. 複雑な言い回しの文章を分けた

原本	リライト
見開き 1 ページ	見開き 1 ページ
<p>「い・や・だ! ぜったいに いや!! メガネなんて かけませんからね!!!」 「そんなこと いわないで、メガネやさんに いってみましょう」</p> <p>「いや、いや、いやですよ~だ!」 「きっと よくにあう すてきな メガネがあ るさ」 「……じゃあ、すてきな メガネがなければ かえってくるからね!!」</p>	<p>きのう おいしゃさんが 「メガネを かけたほうが いいですね」と いった。</p> <p>だれも メガネなんて かけていない。 ひとりだけ メガネを かけていたら ぜったいに わらわれるわ。</p>
見開き 2 ページ	見開き 2 ページ
<p>「メガネを かけたほうが いいですね」 きのう おいしゃさんで いわれた。 クラスの だれも メガネなんて かけてい ないのに。 ひとりだけ メガネを かけていたら ぜったいに わらわれるわ。 とくに ようちな だんしたちに。</p>	<p>わたし メガネなんて ぜったいに いや!! おかあさんは「そんなこと いわないで、 メガネやさんに いきましょう」と いった。</p> <p>おとうさんが「きっと よくにあう すてきな メガネがあるさ」と いった。</p>

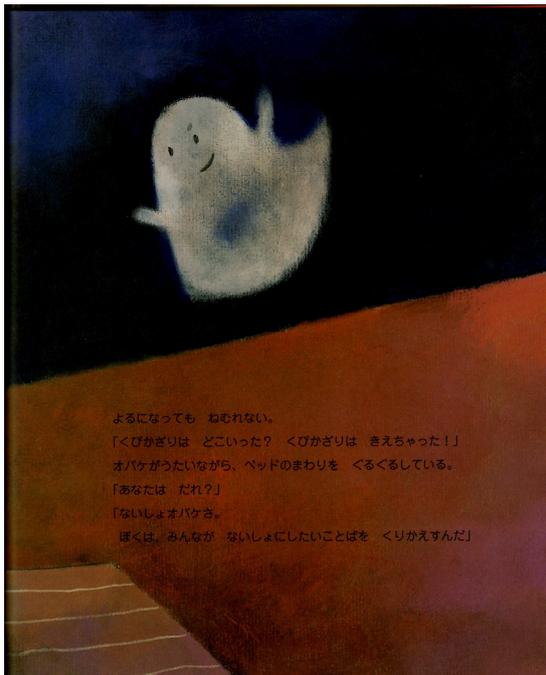
② 見やすい色に変える

『いじわるな ないしょおばけ』

ティエリー・ロブレイト作, フィリップ・ホーセンス絵, 野坂悦子訳. いじわるなないしょオバケ. 文溪堂, 2009, 25p.

色覚障害者にとって、地が赤い上に黒の文字はほとんど認識できない。文字を抜き出し、絵を白抜きでトレースした。

原本



リライト



③ 絵だけで説明している部分を文字で説明する。

『おこだでませんように』

くすのきしげのり作, 石井聖岳絵, おこだでませんように, 小学館, 2008, 32p.

原本

ぼくは がっこうでも よく おこられる



文章起こし

ぼくは がっこうに いく とちゅう
おっきい カマキリを とった。
ともちゃん よろこぶと おもうたんや。
ともちゃんに あげようとしたら
ともちゃん ないてしもた。

せんせいに また おこられた。



④ リライト版マルチメディア DAISY 図書の作成

日本語学習者のために、小説や昔話、ノンフィクションなどを文法や語彙をコントロールしてリライトする実績のある NPO 多言語多読¹⁴⁾に依頼し、シャーロック・ホームズシリーズの『消えた白銀号』と『青いダイヤモンド』のリライト版マルチメディア DAISY 図書を製作した。

- ①オリジナルのストーリーを壊さないように、本筋に必要な部分は省略しないようにしたが、本筋に必要な登場人物や地名などは省略した。

〈例〉原文（消えた白銀号） Edith Baxter was within thirty yards of the stables, when a man appeared out of the darkness and called to her to stop.

三上於菟吉訳 女中のエディス・バクスタは厩舎から三十ヤードばかりのところまで来ると、暗がりの中から不意に声をかけて一人の男が現われて来た。

リライト 厩舎まで、もう少しというところまで来ると、メイドの前に、一人の男が現われた。←本筋に必要な女中の名をメイドとして、個人名が多すぎることによる混乱を避けた。



マルチメディア DAISY 図書スクリーンショット

14) 多言語多読. 読み物の作成について. <http://tadoku.org/writers/w-about>, (参照 2016-11-01)

②時代の雰囲気や、ホームズとワトソンの人物像は、このミステリーの要なので、語調や風景描写などのできる限り読み取ってもらうように考えた。

〈例〉原文（消えた白銀号） “I should be most happy to go down with you if I should not be in the way,” said I. “My dear Watson, you would confer a great favor upon me by coming. And I think that your time will not be misspent, for there are points about the case which promise to make it an absolutely unique one. We have just time to catch our train at Paddington, ...

三上於菟吉訳 「差支えがなければ僕も行ってみたいんだがね」と、私はいった。「君に来てもらえれば大変有難いんだが。この事件は極めて特異なものだと思われる節があるから、君にしたって行くことはまんざらむだにはなるまいと思う。今からパディントン停車場へ行けば、ちょうど汽車の時間にいいだろう。委しいことは途々話すとして…」

リライト 「ああ、あの事件だね。僕も行きたいんだけど、いいかい？」と、私は言った。「ワトソン、君に来てもらえればとても助かるよ。今からパディントン駅へ行けば列車の時間にちょうど間に合う。くわしいことは列車の中で話すよ」←ワトソンの、謙虚な感じとホームズの理詰めで多少傲慢な感じ。そして、列車で移動する時代の雰囲気が、シンプルに変えた文の中にも感じられると思う。

わかりやすい図書館利用案内の紹介（一部抜粋）

近畿視覚障害者情報サービス研究協議会 LL ブック特別研究グループによって制作された LL 版図書館利用案内「ようこそ図書館へ」のひな型を基に、大阪府吹田市立図書館が制作した。ひな型は、下記の URL からダウンロードして使用できる。

http://www.lnetk.jp/ll_guide.htm



1

ようこそ 図書館へ

図書館は だれでも 利用できます。

- 図書館には、本、CD、カセット、ビデオ、DVD、LLブックやマルチメディアディスクがあります。耳から聞いて楽しめる録音図書もあります。
- 吹田市内に住んでいる人、吹田市の学校や仕事にかよう人は、借りることができます。
- お金は いりません。

2



3

かえ 返す

- 借りたものは、吹田市のどの図書館でも返せます。
- 返却日までに返してください。
- 図書館が あいているときは、自動返却機に返してください。
- 図書館が しまっているときは、返却ポストに入れてください。

4



5

わからないことや こまったことが あったときは

借りた本、さっし、CDやDVDが見つからないとき、何を借りたらいいのかわからないとき、借りる方法がわからないときは、図書館の人にたずねましょう。

6

改正障害者基本法<わかりやすい版>

内閣府障がい者制度改革推進会議は、平成 23 年 12 月に「改正障害者基本法<わかりやすい版>」¹⁵⁾を発行した。障がい者制度改革推進会議のサイトに PDF 版が 1 ページずつで公開されている。

このわかりやすい版は、条文の前に、改正障害者基本法についてわかりやすく説明し、同時にこのわかりやすい版に関連して情報バリアフリー・情報支援の大切さについても記述している。このような配慮は、公的な文書をわかりやすくする上では重要である。

日本障害者リハビリテーション協会の障害保健福祉研究情報システム (DINF) では、「改正障害者基本法<わかりやすい版>」を HTML 化し、ルビなし版とルビあり版を公開している。

改正障害者基本法 (わかりやすい版) <ルビなし>

http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/law/6laws/kihon_easy_no.html

改正障害者基本法 (わかりやすい版) <ルビあり>

http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/law/6laws/kihon_easy.html

参考文献

わかりやすい情報提供のガイドライン、全国手をつなぐ育成会連合会・知的障害のある人の合理的配慮検討協議会、2015、<http://www.osaka-ikuseikai.or.jp/jigyo/file/honninkatudou/wakariyasuijohouteikyoku.pdf>

国際図書館連盟特別なニーズのある人々に対する図書館サービス分科会 (野村美佐子, ギッタ・スカット・ニールセン, ブロール・トロンバッケ) 編, 日本図書館協会障害者サービス委員会監訳, 日本障害者リハビリテーション協会訳. 読みやすい図書のための IFLA 指針(ガイドライン). 改訂版. 日本図書館協会, 2012, 59p,

<http://www.ifla.org/files/assets/hq/publications/professional-report/120-ja.pdf>,

(参照 2016-11-01)

わかりやすいことば研究所. フィンランド「わかりやすいことば研究所」について. 障害保健福祉研究情報システム (DINF). 2001, <http://www.dinf.ne.jp/doc/japanese/access/easy/language.html>, (参照 2016-11-01)

Inclusion Europe. Information for all: European standards for making information easy to read and understand. Make your information accessible! European standards for making information easy to read and understand. http://easy-to-read.eu/wp-content/uploads/2014/12/EN_Information_for_all.pdf,

(accessed 2016-11-01)

15) 改正 (かいせい) 障害者 (しょうがいしゃ) 基本法 (きほんほう) <わかりやすい版 (ばん) >

http://www8.cao.go.jp/shougai/suishin/kaikaku/pamphlet/kihonhou/index_pdf.html

【委員一覧】

- 石井みどり (元 横浜市立盲特別支援学校図書館 司書)
河村宏 (NPO 法人支援技術開発機構 副理事長)
小尾隆一 (社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 事務局長)
野口武悟 (専修大学文学部 教授)
野村美佐子 (国際図書館連盟 特別なニーズがある人々を対象とした
図書館サービス分科会 (IFLA-LSN) 常任委員会議長)
藤澤和子 (大和大学保健医療学部 教授)
山内薫 (元 墨田区立図書館)
吉田くすほみ (大阪特別支援教育振興会 言語聴覚士)

【事務局】

- 村上博行 (日本障害者リハビリテーション協会 情報センター課長)
太田順子 (日本障害者リハビリテーション協会 情報センター)
長田江里 (日本障害者リハビリテーション協会 情報センター)

図書館等のためのわかりやすい資料提供ガイドライン

2017年3月1日発行

編) 図書館等のためのわかりやすい資料提供ガイドライン作成委員会

監修) 公益社団法人日本図書館協会障害者サービス委員会

発行) 公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会

〒162-0052 東京都新宿区戸山1-2-2-1

TEL : 03-5273-0601 FAX : 03-5273-1523

大阪府民共済生活協同組合

障害者・高齢者にも読みやすい情報・資料提供ガイドライン作成事業

